

特定国立研究開発法人^(注)の中長期目標の変更案について

(注) 国立研究開発法人(改正独立行政法人通則法により平成27年4月に発足。研究成果の最大化が第一目的)のうち、特に世界最高水準の研究開発成果の創出が期待される法人
(物質・材料研究機構、理化学研究所、産業技術総合研究所)

「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」に基づく基本方針(平成28年6月閣議決定)を踏まえ、中長期目標を一部変更し、本年10月より発足。

(主な変更点)

○特定国立研究開発法人のミッションとして、以下を明記

- ・ 世界最高水準の研究開発成果の創出と普及・活用の促進
- ・ イノベーションを強かに牽引する中核機関としての位置づけ
- ・ 世界最高水準の研究開発等を促進する業務運営上の特別な措置など先駆的取組

○先駆的取組として、以下を明記

- ・ 国際的に卓越した人材の確保・育成と能力に応じた処遇
- ・ 理事長がリーダーシップを発揮できる裁量の確保・尊重、責任の明確化
- ・ 世界最高水準の研究開発等を実施するための産学官連携や企画立案機能の強化

(総合科学技術・イノベーション会議の役割)

○司令塔機能を発揮して、先駆的取組を他の国立研究開発法人に展開

○特定国立研究開発法人の範囲の見直し、関連する諸制度の在り方(法改正など)への意見